

お知らせ

知って得する国民年金

■第1号被保険者（農業や自営業の人など）の独自給付をご存じですか？

◎死亡一時金

保険料を3年以上納めた方が、年金を受けられずに死亡した場合、生計を同じくしていた遺族に支給されます。ただし、その方の死亡により遺族基礎年金を受けられる方がいる場合は支給されません。

◎寡婦年金

老齢基礎年金の受給資格を満たした夫が、年金を受けずに死亡した場合、生計が同じで婚姻関係が10年以上ある妻に、60歳～65歳になるまで支給されます。

寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合は、支給を受ける方の選択によってどちらか一方が支給されます。年金額は、夫の老齢基礎年金の4分の3です。

■年金を受けている皆さんへ

◎誕生日がきたとき

「現況届」が、誕生月のはじめに社会保険庁から郵送されます。これは、引き続き年金を受ける権利があるかどうか確認するためですので、必要事項を記入して、すみやかに返送してください。届出が遅れると、一時、年金が差し止めになる場合があります。

◎住所や支払機関を変更したとき

「住所・支払機関変更届」の手続きが必要です。この届をしないと「現況届」などが送付されないことがありますので、ご注意下さい。

※お問い合わせは

市民課年金係（☎880-6555）

南国社会保険事務所（☎864-1111）まで

通信教育受講生募集

職業能力開発総合大学校

（ポリテクカレッジ高知）では、

通信制による1級・2級技能士課程を行っています。

1級技能士コース8科

（11コース）

▼機械加工科・板金科・配管科・建築大工科ほか3科

2級技能士コース23科

（27コース）

▼工場板金科・塗装科・電気機器組立て科ほか20科

■受講料／1級8千510円
2級6千390円

■受講申込／電話およびFAXでご請求ください。「受講案内」を無料でお送りします。

■受講期間／標準1年
(毎月1日開講)

■受講期間／標準1年
(受付期間：10月29日(月)～11月6日(火))

■推薦入試日／11月13日(火)
(受付期間：10月29日(月)～11月6日(火))

■一般入試日／平成14年2月6日(水)
(受付期間：平成14年1月22日(火)～1月30日(水))

■推薦入試日／11月13日(火)
(受付期間：10月29日(月)～11月6日(火))

■お問い合わせは、雇用・能力開発機構四国職業能力開発短期大学校附属高知職業能力開発短期大学

学校（ポリテクカレッジ高知）学務援助課（☎0887-561-4100～561-4130）まで

■お問い合わせは、土地・建物に係る登記簿

▼土地・建物に係る登記簿

登記簿謄本等交付申請書が備え付けられ、次の登記簿謄本などが請求できるようになります。

■お問い合わせは、会社・法人に係る登記簿

▼会社・法人に係る登記簿

登記簿謄本と抄本

■お問い合わせは、南国郵便局総務課

▼会社・法人に係る登記簿

登記簿謄本と抄本

■郵便局窓口でも登記簿謄本等が請求できます

9月3日から郵便局窓口に登記簿謄本等交付申請書が備え付けられ、次の登記簿謄本などが請求できるようになります。

■郵便局窓口でも登記簿謄本等が請求できます

9月3日から郵便局窓口に登記簿謄本等交付申請書が備え付けられ、次の登記簿謄本などが請求できるようになります。

市民からのお便り 毎回勉強になる言葉も出てくる「親子クイズ」が、とても大好きです。次回の問題も楽しみにしています。

最低賃金改正

高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、10月1日から施行することになりました。この決定で、10月1日以降分として労働者に支払う賃金は、1日4千878円（時間610円）以上となりました。

高知労働基準監督署（☎885-6031）

※お問い合わせは、高知労働局賃金室（☎885-6024）

高知労働基準監督署（☎885-6031）

※お問い合わせは、高知労働局賃金室（☎885-6024）

ごみ出しは定められた日に!



☆不燃物（金属類以外）の収集

日曜	地 区
10/1 月	十市（南部）
2 火	片山、里改田
3 水	浜改田
4 木	久枝、下島、前浜
5 金	立田
6 土	田村
8 月	下呪内、物部、開田、
9 火	稻生
10 水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
11 木	稻吉、西窪、新川
12 金	田井、八木、山崎、竹中、閑、西野々、住吉野、伊達野、大塙団地
13 土	篠原、明見
15 月	野田（東芝団地を除く）
16 火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、東芝団地
17 水	白木谷、蒲原団地、蒲原住宅
18 木	陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
19 金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区（たちばな団地・小籠団地を含む）
20 土	祈年、東崎（東部・西部）、駅前町
22 月	国分、比江、左右山、岩村
23 火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原
24 水	常通寺島、中島、吉田、江村、小籠、三軒屋（長岡小籠）
25 木	久礼田、植田、
26 金	奈路、瓶岩、領石、植野
27 土	十市（北部）、緑ヶ丘
11/1 木	久枝、下島、前浜
2 金	立田
3 土	田村
5 月	十市（南部）
6 火	片山、里改田



☆金属類の収集

日曜	地 区
10/1 月	片山、里改田、浜改田
2 火	領石、植野、久礼田、植田
3 水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稻吉
4 木	田井、八木、山崎、竹中、閑、西野々、住吉野、大塙団地、篠原、明見、伊達野
5 金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を含む）
6 土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋（長岡小籠）
8 月	十市（南部）
9 火	東崎（東部・西部）、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
10 水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠団地
11 木	立田、田村
12 金	後免町、野田
13 土	陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
15 月	片山、里改田、浜改田
16 火	領石、植野、久礼田、植田
17 水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稻吉
18 木	田井、八木、山崎、竹中、閑、西野々、住吉野、大塙団地、篠原、明見、伊達野
19 金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を含む）
20 土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋（長岡小籠）
22 月	下呪内、物部、開田、
23 火	久枝、下島、前浜
24 水	稻生
25 木	十市（北部）、緑ヶ丘、岩村
26 金	奈路、瓶岩、白木谷
27 土	国分、比江、左右山、北小籠
11/1 木	田井、八木、山崎、竹中、閑、西野々、住吉野、大塙団地、篠原、明見、伊達野
2 金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を含む）
3 土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋（長岡小籠）
5 月	片山、里改田、浜改田



☆紙類・布類の収集

（新聞紙・雑誌・紙パック・古着）



とき	地 区
10月1日・15日 (第1・3月曜日)	十市（北部）、緑ヶ丘、稻吉、新川、西窪、野田口、能間、榎田町、朝日町（吉本小児科前を除く）
10月2日・16日 (第1・3火曜日)	下島、田村（ハイバス南）、浜改田、久枝、前浜、物部（下呪内を除く）、野田、後免町、東芝団地 吉本小児科前
10月3日・17日 (第1・3水曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋（長岡小籠）、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
10月8日・22日 (第2・4月曜日)	稻生、片山、里改田、十市（南部）、田井、八木、山崎、竹中、閑、西野々、住吉野、大塙団地、篠原、明見、伊達野
10月9日・23日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三畠、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村（ハイバス北）、岩村、下呪内
10月10日・24日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅

☆ダンボールの収集



とき	地 区
10月4日・18日 (第1・3木曜日)	十市（北部）、緑ヶ丘、稻吉、新川、西窪、野田口、能間、榎田町、朝日町（吉本小児科前を除く）
10月5日・19日 (第1・3金曜日)	下島、田村（ハイバス南）、浜改田、久枝、前浜、物部（下呪内を除く）、野田、後免町、東芝団地 吉本小児科前
10月6日・20日 (第1・3土曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋（長岡小籠）、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
10月11日・25日 (第2・4木曜日)	稻生、片山、里改田、十市（南部）、田井、八木、山崎、竹中、閑、西野々、住吉野、大塙団地、篠原、明見、伊達野
10月12日・26日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三畠、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村（ハイバス北）、岩村、下呪内
10月13日・27日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅

